

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則等への準用)

**第3条** 前条の規定は、管理者の定める規則及び規程について準用する。

(組合の機関の定める規則等への準用)

**第4条** 第2条の規定は、組合の機関（管理者を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者が署名しなければならない」とあるのは、「当該機関が署名し、又は当該機関名を記入しなければならない」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

**第5条** 管理者又は組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。